

**2020年6月のオタワ・グループによる声明
新型コロナウイルスに焦点を当てた行動（抄訳）**

2020年6月15日

行動項目1 貿易制限措置の透明性と撤廃

閣僚は、実務者に対し、次のことを指示する。

- (1) 新型コロナウイルスへの対応のために導入されたいかなる措置も世界貿易機関（WTO）の関連する要件に従って迅速に通報されることを確保すること。
- (2) 新型コロナウイルスへの対応のために採られた貿易関連措置に関する情報及びベストプラクティスを集約し共有する、WTO事務局の取組を支持すること。
- (3) 「的を絞る、目的に照らし相応で、透明かつ一時的なもので、WTOのルールと整合的」という原則について議論すること。
- (4) 模範を示し、新型コロナウイルスへの対応のために導入された措置を可能な限り迅速に撤回し、又は終了すること。

行動項目2 農産品及び農産食品の開かれた予測可能な貿易の維持

閣僚は、実務者に対し、次のことを指示する。

- (1) 予測可能で開かれた農業貿易の維持に関する共同声明の達成に向けた進行中の議論に関与すること。
- (2) 模範を示し、新型コロナウイルスへの対応のために導入された措置のうち、農業の貿易に悪影響を与え得るものを可能な限り迅速に撤回し、又は終了すること。
- (3) 将来の危機によって貿易、食料安全保障及び農業市場の安定が長期的に損なわれないことを確保するため、新型コロナウイルスから得た教訓に基づき農業貿易を改善し続けるためにWTO加盟国がいかなる手段を講じ得るかについて、分析と検討を進めること。

行動項目3 電子商取引

閣僚は、実務者に対し、遅くとも2020年末までに統合交渉テキストを作成することを含め、開催が2021年に変更された第12回WTO閣僚会議に先立ち、非公式及びバーチャルな形式による議論等を通じ、電子商取引に関する共同声明イニシアティブに基づく作業に優先的に取り組み、これを加速するよう指示する。この点に関し、我々は、共同議長の取組を支持する。

行動項目 4 貿易の円滑化（情報技術の活用及び手続の簡素化）

閣僚は、実務者に対し、貿易の円滑化に関する協定における貿易の円滑化に向けた機会を十分に活用するための手段を特定し、同協定の実施のためのベストプラクティスを広めるよう指示する。これには、デジタル・ソリューションの採用によって、不可欠な物品の可能な限り円滑な国境を越えた移動をどのように支えることができるかという点が含まれる。

行動項目 5 医療用品に関するイニシアティブ

閣僚は、実務者に対し、世界が将来の健康危機により効果的に対応できることを確保し、また、全加盟国の不可欠な医療用品へのアクセスを可能とする多用途、多様、強靱なサプライチェーンの存在を確保することが可能となるよう、WTO加盟国が医療用品の貿易円滑化に向けていかなる手段を講じ得るか特定するための分析と検討を進めるよう指示する。この取組には、医療用品の貿易に影響を与えている、今回のパンデミックに対する政策の目的と効果に関する分析、及び措置の潜在的な影響と結果の分析や政策提言を行うWTOを含む国際機関への支持が含まれるべきである。

行動項目 6 ステークホルダーとの関与の深化

閣僚は、実務者に対し、政策立案のための情報を一層充実させるため、ステークホルダーとの関与の深化を追求する最善の方法を探求するよう指示する。